

利用者負担額（保育料）に関するよくある質問

Q1

利用者負担額変更通知書の見方を教えてください。

A1

利用者負担月額（市町村階層）	変更前		変更後	
	教育・保育給付 認定区分	3号	教育・保育給付 認定区分	3号
	保育必要量	標準時間	保育必要量	標準時間
	35,000円（H）		29,000円（F）	

令和8年8月までの負担額です 令和8年9月からの負担額です

Q2

9月からの利用者負担額（保育料）が8月と比較して大きく増額しました。なぜですか？

A2

令和8年4月から8月までは、令和7年度（令和6年1月～12月の収入）の市町村民税所得割課税額を基に決定されます。

令和8年9月から翌年3月までは、令和8年度（令和7年1月～12月の収入）の市町村民税所得割課税額を基に決定されます。

育児休業などにより令和6年中の収入が少なく、令和7年中に職場復帰などで収入が増加した場合は、9月からの利用者負担額が増額する可能性があります。

Q3

令和7年分の所得税に関する修正申告を税務署で行いました。利用者負担額（保育料）も変更になりますか？

A3

所得税の修正申告によって市町村民税所得割課税額が変更された場合、利用者負担額（保育料）も変更される可能性があります。

この場合、修正申告を行った翌月から負担額の見直しを行います。過去にさかのぼって変更することは法令でできません。

なお、今回の利用者負担額（保育料）は、令和8年7月中旬のデータに基づいて決定されています。所得税の修正申告をされた場合は、自動的に変更できませんので、役場ことも未来課保育係（096-286-3117）まで必ずご連絡ください。

Q4

子どもが令和8年11月に3歳になります。12月から利用者負担額（保育料）は無償化されますか？

A4

利用者負担額（保育料）が無償化されるのは、**3歳児（年少児）になる「年度」**からです。

ご質問のケースでは、令和8年度中は2歳児クラスのため、令和9年3月までは無償化されません。無償化されるのは、令和9年4月からとなります。

Q5

9月からの利用者負担額（保育料）の算出の中に、同一住所に住む祖父の市町村民税所得割課税額が含まれているようです。なぜですか？

A5

父母が住民税非課税で、同一住所に祖父母の方と一緒に暮らし、祖父母が当該児童を健康保険上の被保険者として扶養している場合、または、父母の年収合計が130万円未満（ひとり親世帯等の場合は100万円未満）の場合は、祖父母の「市町村民税所得割額」の高い方を生計中心者とし、課税額を合算して利用者負担額（保育料）を決定します。

このような場合、住民税が非課税で、同一住所に祖父母と暮らし、父母の年収の合計が130万円未満のため、祖父の「市町村民税所得割課税額」が合算されています。

引っ越しや児童の健康保険上の扶養者が変更になる等、世帯の状況が変わった場合は、利用者負担額（保育料）の再計算を行いますので、役場こども未来課保育係までご連絡ください。

なお、変更の場合は、申請の次の月からの反映となります。

令和8年度利用者負担額（保育料）の納期限のお知らせ

令和8年度利用者負担額（保育料）の納期限は下記のとおりです。

納期限までのお支払いをお願いします。

月	納期限
令和8年9月	令和8年 9月30日（水）
令和8年10月	令和8年11月 2日（月）
令和8年11月	令和8年11月30日（月）
令和8年12月	令和8年12月25日（金）
令和9年1月	令和9年 2月 1日（月）
令和9年2月	令和9年 3月 1日（月）
令和9年3月	令和9年 3月31日（水）

※上記納期限は町立保育所、私立保育園の期限です。

こども園、小規模保育園につきましては、直接園に支払いになります。